

2010（平成22）年6月15日

ミニカップ入りこんにゃくゼリーに対する適正な規制と 窒息リスクのある食品に対応可能な立法施策を求める意見書

全国消費者行政ウォッチねっと

現在消費者庁では、食品SOS対応プロジェクトを起ち上げ、その中でこんにゃくゼリー一問題の検討を進めています。その際、食品安全委員会によるリスク評価を参考に判断することになっています。

しかし、食品安全委員会の行っている「リスク評価」は、到底科学的・合理的なものとは言えず、これを前提にミニカップ入りこんにゃくゼリーに対する規制の在り方を検討するのは問題です。

1 食品安全委員会の「リスク評価」の問題点

食品安全委員会が平成22年6月10日に公表した「評価書 食品による窒息事故」によると、行った「リスク評価」は、ミニカップ入りこんにゃくゼリーの市場流通量や事故件数等の基礎データを正確に把握できていないにもかかわらず、推計値をもとにした一口あたり窒息事故頻度だけでミニカップ入りこんにゃくゼリーのリスク判断を行っています。しかも、ミニカップ入りこんにゃくゼリーは、一年間に全く摂取しない人が少なからずいると想定されるにもかかわらず、国民全体の一口あたり摂取量のみをとりあげ、摂食人口あたりの事故比率を考慮していない点も問題です。さらには、具体的な摂取状況を調査しないまますべての事故を同列に扱っている点にも問題があります。以上のような問題の多い「リスク評価」である以上、消費者庁がミニカップ入りこんにゃくゼリーの規制の在り方を検討する際に食品安全委員会の評価書を前提にするのは誤りです。

2 ミニカップ入りこんにゃくゼリーの危険性

ミニカップ入りこんにゃくゼリーは、食品安全委員会が依拠する一口あたり窒息事故頻度の計算方法のみで考えた場合ですら、緻密なデータの取り方をすることで餅や飴よりも窒息事故を招きやすい危険な食品であることがわかります。

また、過去の窒息事例を見ても、寝ころびながら食べる、ほおぼり過ぎて食べる、咀嚼不十分なまま飲み込む等の要因がないにもかかわらず窒息事故に至っているケースが散見されます。つまり、ミニカップ入りこんにゃくゼリーは、容器の形状からして通常の人々が想定できる常識的な食べ方をしてもなお窒息を招く危険を構造的に持っているのです。これはミニカップ入りこんにゃくゼリーの容器の形状・物性・テクスチャ（表面の質感、食感）から誘発されるリスクです。

3 消費者庁の対応の問題点

消費者庁設立から9ヶ月が経過していますが、消費者庁には、ミニカップ入りこんにゃく

やくゼリーへの対応として、これまでの表示規制のみでの対応を改めようという姿勢がまったく伺われません。現時点までに消費者庁が行ったのは、事業者への「お願い」だけです。

しかし、今でもディスカウントショップの子ども向けお菓子売り場や、スーパー、薬局などで平然とミニカップ入りこんにやくゼリーの販売が行われています。こうした状況の中で、表示による規制のみで窒息事故を防ぐことには限界があります。例えある親が表示等を通じてミニカップ入りこんにやくゼリーの危険性を知り、自分の子どもにそれを食べさせないように注意したとしても、その子の友達が購入した商品子ども同士で交換したり、託児所等で提供されたり、判断能力の衰えた高齢者（祖父母等）から与えられたりするなど、さまざまな機会を通じてミニカップ入りこんにやくゼリーに接触する機会はいくらでもあるのです。実際、ある幼児の窒息死亡事故では、学童保育のおやつとしてミニカップ入りこんにやくゼリーが出されています。

ちなみに物性等に着目してこんにやくゼリーの規制をしている韓国では、当初は表示規制のみをしていましたが、それでも死亡事故が発生したのを受けて販売・輸入規制に踏み切っています。

4 早急にミニカップ入りこんにやくゼリーへの対応を

消費者庁は、以上のような多角的な観点からの科学的・合理的な調査を自ら行い、或いは食品安全委員会に指示をしてそのような調査を行わせると共に、窒息事故により生じる死亡という結果の重大性をも加味して、ミニカップ入りこんにやくゼリーの正しいリスクを評価すべきです。その上で、一日も早くミニカップ入りこんにやくゼリーに対する製造・輸入・販売禁止を含む適切な規制を行うべきです。

なお、私たちが要求しているのは、こんにやくゼリーそのものの販売・製造規制ではなく、あくまで容器の形状・物性等に着目した「ミニカップ入り」こんにやくゼリーへの規制です。

5 食品の物性・形状・テクスチャ等に基づく危険への法規制を

他方、消費者庁関連3法案の審議の時点で、我が国における法律においては、食品の物性・形状・テクスチャ等に基づく危険への対応策が欠落し、「すき間」が生じていることは明らかになっていたはずですが。したがって次の窒息事故が発生する前に、こうした窒息リスクのある食品に対応可能な法的整備を急ぐ必要があります。

6 予防的観点からの行政への転換を

そもそもリスクに対する国・社会の対応の仕方には、リスクが確定してから規制等の対応をする立場と、客観的なリスクは不明だが結果（死亡等）の重大性からまずは規制を優先させる立場とがありえます。前者は事業者の利益を重視し、後者は消費者の命を優先する立場だと言えます。我が国の行政は、消費者庁・消費者委員会の創設を契機に、これまでの産業育成省庁から消費者の視点に立った新しい消費者行政に方向転換をしたのではないのでしょうか。

私たちは、ミニカップ入りこんにやくゼリーが窒息リスクの極めて高い危険な商品だ

と考えていますが、仮にそのような危険性が客観的に立証されていない段階であっても、暫定的に商品の流通を抑えるのが、消費者の命を優先させる行政の在り方であり、消費者庁の使命です。食品の物性等に基づく規制を検討するにあたっては、こうした予防的観点に立って制度設計を行うべきです。

以上を踏まえた消費者庁の一日も早い対応を切に希望します。